

平成13年度老人保健福祉関係予算（案）の概要

平成12年12月24日

－老人保健福祉局－

	(12年度予算額)	(13年度予算額(案))
老人保健福祉関係予算	1兆6,152億円	→ 1兆7,397億円
老人保健福祉局計上経費 [*]	1兆1,869億円	→ 1兆2,940億円

^{*}他局計上分(2号保険料国庫負担金等)を除いた額である。

【主要事項】

	(13' 予算額(案))
I 介護給付に対する国の負担等	1兆4,152億円

1. 介護給付費負担金 8,422億円
各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。
2. 調整交付金 2,105億円
各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。
(各市町村間の後期高齢者割合等に応じて調整)
3. 財政安定化基金負担金 221億円
都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその3分の1を負担。
4. 要介護認定事務費交付金 250億円
市町村が行う要介護認定・要支援認定の事務処理に要する費用を交付。

	(13' 予算額(案))
Ⅱ 介護保険制度の着実な実施	2,462億円

1. ゴールドプラン21による介護サービス基盤の整備 2,177億円

(1) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループ

ホーム等の整備 1,228億円

	[13' 整備量]	[12' 補正]
①特別養護老人ホーム	10,000人分	(5,000人分)
②介護老人保健施設	7,000人分	(7,000人分)
③介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)	3,609人分	(1,391人分)
④高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)	230か所	(100カ所)
⑤短期入所生活介護(ショートステイ)	6,000人分	(2,000人分)
⑥通所介護(デイサービス)	1,200か所	(100カ所)
⑦痴呆性高齢者グループホーム	500か所	(100カ所)
⑧訪問看護事業所(訪問看護ステーション)	1,000か所	-

※ [12' 補正] には、12年度公共事業等予備費の整備量も含む。

(2) 施設整備費補助内容の改善による整備促進【事項要求】

- ・ 特別養護老人ホーム等の連携や地域との交流が確保された単独型のグループホームに対し補助。
- ・ 新たに一定の要件を満たすNPO法人等の設置するグループホームについて、所在地の市町村が助成する事業に対し補助。
- ・ 民家改修型デイサービスが、地域における介護予防事業を併せ実施する場合に初度設備費を補助。
- ・ 高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)の併設要件を緩和(介護老人保健施設との併設・隣接及びデイサービスとの隣接についても対象)。

(3) 離島等の介護サービスの確保対策	3. 4 億円
①離島等サービス確保対策事業	2. 1 億円
離島等における介護サービスの確保を推進するため、事業者説明会の開催や参入に必要な情報の提供などにより、事業者の参入を推進。	
②離島等における訪問介護員養成事業	1. 3 億円
訪問介護員の供給が困難な離島等における人材確保のための研修を実施。	
(4) 在宅福祉事業等の推進	9 4 6 億円
①在宅介護支援センター運営事業	2 1 4 億円
介護予防プランの作成など、介護予防・痴呆介護の拠点としての機能を充実。	
②高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	4. 7 億円
高齢者の自立した在宅生活を支援するため、高齢者の生活に配慮した設備、構造を有する公営・公団住宅（シルバーハウジング）及び民間の高齢者向け優良賃貸住宅への生活援助員の派遣等を実施。	
2. 介護サービスの質の向上	2 4. 1 億円
(1) 身体拘束ゼロ作戦の推進	0. 4 億円
都道府県においてサービス提供者、利用者代表、行政関係者などをメンバーとする身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催するとともに、身体拘束相談窓口を設置。	
(2) 痴呆介護技術等に関する研究と指導者の養成	6. 3 億円
①高齢者痴呆介護研究センター運営事業	3. 9 億円
全国 3 か所の高齢者痴呆介護研究センターにおいて、痴呆性高齢者の介護技術等に関する研究を推進し、その成果を全国に普及。	
②痴呆介護指導者養成事業	2. 3 億円
痴呆介護技術等の向上を図るため、高齢者痴呆介護研究センターにおける痴呆介護の指導者養成及び都道府県における実務者研修を実施。	

- (3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援策の充実 2. 6 億円
- ①介護支援専門員活動支援モデル事業 1. 1 億円
- 介護支援専門員が行う介護サービス計画（ケアプラン）の作成等の業務を支援するため、介護サービス計画の事例の研究、インターネットの活用等による必要な情報の提供を実施。
- ②介護支援専門員実務研修及び現任研修事業 1. 5 億円
- 介護支援専門員の新規養成研修及び現任者の資質向上を目的とした現任研修を実施。
- (4) 訪問介護サービスの適正な提供等に対する対策 11. 6 億円
- ①訪問介護員養成研修円滑化事業等【日本新生特別枠（留保枠）】 1. 3 億円
- 利用者のニーズに応じた良質な訪問介護サービスを提供するため、訪問介護員の養成研修における実習の円滑な実施の支援や、訪問介護の適正な実施を図るためのサービス提供責任者に対する研修を実施。
- ②訪問介護員資質向上事業 10. 2 億円
- 現に訪問介護員として活動している3級課程修了者が、適切に身体介護業務に対応できるようにするための資質向上を目的とした2級課程研修を実施。
3. より良い介護保険制度の実現に向けた取組み 261 億円
- (1) 高齢者ITケアネットワーク支援事業【日本新生特別枠】 1. 9 億円
- 痴呆性高齢者が徘徊した場合に、位置検索から保護までの対応を広域的、一体的に行えるシステムの構築など、市町村のIT化への取組みに対し支援。
- (2) 要介護認定の仕組みの検討のための事業 4. 7 億円
- 一次判定のあり方の検討を行い、要介護認定に係るモデル事業を実施し、その結果を検証。

(13' 予算額 (案))

Ⅲ 介護予防・生活支援の推進

596億円

1. 介護予防・生活支援事業の推進

500億円

高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態にならずに自立した生活を送ることができるよう、転倒骨折予防教室、配食サービスなどの介護予防・生活支援策や、家族介護教室などの家族への支援策を総合的に推進。

13年度より新たに、成年後見制度の利用支援や介護予防事業の指導者養成などを実施。

2. 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）の整備の推進（再掲）

常時の介護は必要としないが在宅での一人暮らしが困難な高齢者などが生活する施設として、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）の整備を推進。

(13' 予算額 (案))

Ⅳ 保健事業の推進

283億円

1. 保健事業第4次計画の着実な推進

283億円

生活習慣病などの疾病の予防、早期発見、早期治療を図り、要介護状態になることを防止するため、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を推進。

2. 個別健康教育の充実【日本新生特別枠】

0.1億円

「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」「喫煙」の4分野について、老人保健事業の個別健康教育において指導的役割を果たす保健婦等に対する研修を実施。

ゴールドプラン21の推進

ゴールドプラン21により、介護保険施設等を計画的に整備

今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）に基づく平成16年度における介護サービス提供量を確保できるよう計画的に整備を行うため、平成13年度においても所要の整備量の確保を図る。

区 分	平成13年度 整 備 量	(参考) 平成16年度 見 込 量
特別養護老人ホーム	10,000人分	36万人分
介護老人保健施設	7,000人分	29.7万人分
痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性高齢者グループホーム)	500か所	3,200か所
短期入所生活介護/ 短期入所療養介護	— 6,000人分 (ショートステイ専用床)	4,785千週 (9.6万人分) (短期入所生活介護専用床)
通所介護(デイサービス)/ 通所リハビリテーション(デイケア)	— 1,200か所	105百万回 (2.6万か所)*
訪問看護 訪問看護ステーション	— 1,000か所	44百万時間 (9,900か所)*
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	3,609人分	10.5万人分
高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)	230か所	1,800か所

注：平成16年度()の数値については、一定の前提条件の下で試算した参考値である。